福島県再犯防止推進計画の施策体系

基本方針	重点施策	取組の方向性	主な取組
【基本方針】 犯罪をした者等が社会において孤立することなく、再び社会の一員となることができるよう「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進すること	Ⅰ 支援実施機関等（国、市町村、民間団体）との連携強化	1 再犯防止推進協議会設置による関係機関・団体等との連携	●福島県再犯防止推進協議会の設置、関係者の情報交換・情報共有
	Ⅱ 支援制度の活用促進	1 必要な支援・相談が受けられる相談支援体制の構築支援	●犯罪をした者等が活用可能な各種相談窓口の体系的整理と情報発信
		2 就労の確保に向けた相談・支援	●生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業、就労訓練事業等 ●建設工事入札資格審査における協力雇用主に対する優遇措置
		3 住居の確保に向けた支援	●公営住宅への入居促進（県営住宅への入居における特別な配慮） ●生活困窮者自立支援制度における居住確保支援
		4 保健医療・福祉サービスに関する支援	●地域生活定着支援センターの活動促進 ●生活困窮者自立支援制度に基づく一時生活支援事業
		5 学校や地域社会において再び学ぶための支援	●夜間中学や生涯学習の推進、子どもの学習支援事業 ●母子父子寡婦福祉資金貸付金、高等学校等就学支援金・奨学資金給付事業
		6 犯罪をした者等の特性に応じた支援の推進	●薬物乱用問題相談事業、薬物を含めた各種依存症対策の推進 ●ストーカー加害者、児童虐待を行った保護者に対する地域精神科医療等との連携 ●暴力団離脱希望者に対する更生プログラムへの講師派遣
	Ⅲ 支援協力者の育成・確保	1 犯罪をした者等を支える民間協力者の確保、支援	●少年補導員等育成事業 ●更生保護関係会議への県再犯防止推進担当職員の講師派遣
	Ⅳ 県民の理解を得るための啓発活動	1 広報啓発の推進	●社会を明るくする運動や再犯防止啓発月間への協力 ●人権啓発イベント等における啓発活動